

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.197

【共通】 問1 防災対象物品の使用義務のある防火対象物の関係者が、当該防火対象物で使用する防災対象物品に所定の防災性能を与えるための処理をさせ、又は防災表示が付されている生地から防災対象物品の作製を行わせるときは、消防法令上、防災物品ごとに、見やすい箇所に一定の、総務省令で定める事項を明らかにする必要があるが、消防法令上、当該明らかにすべき事項に該当しないものを1つ選べ。ただし、当該処理又は作製した者は、当該物品に防災表示を付していないものとする。

- (1) 「防災処理品」又は「防災作製品」の文字
- (2) 処理又は作製した者の氏名又は名称
- (3) 処理又は作製した者の住所及び電話番号
- (4) 処理又は作製した年月

【消防用設備等】 問1 次に掲げる甲種消防設備士が行うことができる消防用設備等の工事又は整備の範囲に関する記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 第一類の甲種消防設備士は、屋内消火栓設備の消火栓箱の交換を行うことができる。
- (2) 第六類の甲種消防設備士は、屋外消火栓設備のホースの交換を行うことができる。
- (3) 第二類の甲種消防設備士は、全域放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドの交換を行うことができる。
- (4) 第四類の甲種消防設備士は、自動火災報知設備の感知器の交換を行うことができる。

【消防用設備等】 問2 消火器具を設置した箇所に係る標識の表示に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 消火器にあっては「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けること。
- (2) 水バケツにあっては「水バケツ」と表示した標識を見やすい位置に設けること。
- (3) 水槽にあっては「水槽」と表示した標識を見やすい位置に設けること。
- (4) 乾燥砂にあっては「乾燥砂」と表示した標識を見やすい位置に設けること。

【防火査察】 問1 消防法（以下「法」という。）第5条第3項等に規定する措置命令をした場合の標識の設置等の公示に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 設置された標識を毀棄した者は公用文書等毀棄罪（刑法第258条）、暴行又は脅迫を加えて標識の設置を拒み又は妨げた者は公務執行妨害罪（刑法第95条）の対象となる。
- (2) 出入口が複数存する防火対象物に対し法第5条第1項に基づき防火戸の改修命令を発した場合の標識は、当該防火対象

物の主要な出入口に設置する。なお、出入口の使用状況から判断して、一箇所の標識の設置では不十分な場合は、複数設置することができる。

- (3) 公示の趣旨は、「当該防火対象物の利用者や近隣の防火対象物の関係者等が不測の損害を被ることを防ぐこと」である。このため、ホームページへの掲載による公示方法をとる場合は、周知の相手方がこの趣旨に示された利用者等と合致しない場合があると考えられるので、消防本部での掲示など他の方法と併せて行う必要がある。
- (4) 公示方法として公報への掲載を行った場合、命令事項の履行後に公示がなされている状態となる場合が考えられる。この場合は、命令者に不利益を与えることとなるので、法第6条に基づき当該市町村長の負担で生じた損失に対しては時価により補償することができる。

【防火査察】 問2 消防法（以下「法」という。）第4条に基づく立入検査権等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 法第4条第1項に基づく百貨店への立入検査は、原則として、日出から日没まで又は営業時間内に行う必要があり、かつ、営業時間内以外の日出から日没までの時間帯に立入検査を行う場合には相手方に対して事前通告を行う必要がある。
- (2) 消防職員は、法第4条第1項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を関係者に示さなければならない。
- (3) 消防職員は、法第4条第1項の規定により関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。
- (4) 消防職員は、法第4条第1項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係のある者の業務をみだりに妨害してはならない。

【危険物】 問1 予防規程に関する次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 市町村長等は、予防規程の変更命令をした場合においては、標識の設置等により、その旨を公示しなければならない。
- (2) 予防規程を作成し、市町村長等の認可を受ける旨の規定に違反して危険物を貯蔵し、又は取り扱った者には、罰則の適用がある。
- (3) 市町村長等は、予防規程が、消防法第10条第3項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないと認めるときは、認可をしてはならない。
- (4) 予防規程を遵守していない従業者等に対しては、罰則の適用がある。

【危険物】 問2 次のうち、消防法第14条の3の2の規定に基づき、定期点検をしなければならない製造所等として指定さ

【消防時事】

問1 答 (5)

- 解説 (1) 火山性地震も対象のため、誤り。
 (2) 登山者も対象のため、誤り。
 (3) レベル2の説明のため、誤り。
 (4) 活用できるため、誤り。
 (5) 正しい。

【地方自治制度】

問1 答 (2)

- 解説 (1) 法定受託事務はできないため、誤り。
 (2) 正しい。
 (3) 国地方係争処理委員会のため、誤り。
 (4) 対象でないため、誤り。
 (5) 法定受託事務は違法性のみのため、誤り。

【救急】

問1 答 (2)、(5)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版) P. 285からP. 287に、マスクについての記載がある。

問2 答 (5)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版) P. 341に、体温に関する記載がある。

問3 答 (1)、(4)、(5)

- 解説 (1) 救急事故
 (4) 搭乗
 (5) 代替要員

【警防】

問1 答 (3)

解説 爆発危険区域は、ガス濃度が爆発下限界の30%を超える区域に設定し、隊員等の進入を禁止する。

予防技術検定模擬テスト

【共通】

問1 答 (3)

解説 消防法第8条の3第5項、消防法施行規則第4条の4第9項。消防法第8条の3第5項では、防災物品の使用義務者が防災性能を有しないカーテン等を購入し、これをクリーニング業者等に委託して防災性能を与えるための処理をさせ、又は防災性能を有するカーテン等の生地を購入して縫製業者にカーテン等を作製させる等、販売行為によらないで防災物品が使用者に渡る場合が想定されるため、この場合に、表示を義務付ける規定を置いている。

したがって、防災防火対象物の関係者は、当該防火対象物において使用する防災対象物品について、当該防災対象物品若しくはその材料に防災性能を与えるための処理をさせ、又は、防災表示若しくは指定表示が附されている生地その他の材料からカーテン等の防災対象物品を作製させたときは、防災物品ごとに、見

やすい箇所に(1)「防災処理品」又は「防災作製品」の文字、(2)処理をし、又は作製した者の氏名又は名称、(3)処理をし、又は作製した年月を明らかにし、又は防災表示を付することができる者をして防災表示を付させるようにしなければならない(逐条解説消防法第五版P. 223参照)。

以上のことから、選択肢、(3)処理をし、又は作製した者の住所及び電話番号は、消防法令上明らかにすることが求められていないため、これが正しい選択肢になる。

このように防災表示は防災制度の根幹をなすものであり、一般的に消防法第8条の3第4項の規定により、防災対象物品が防災物品として販売し、又は販売のために陳列される場合は防災表示が付されているが、設問のようなケースも希にあり、このような場合であっても防災性能がある旨を表示することが求められていることを覚えておいてほしい。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説 消防法施行規則第33条の2の2、消防法施行規則第33条の3第1項及び第3項。消防法第17条の5の立法趣旨は、工事整備対象設備等について、設置工事又は整備の段階で不備欠陥があれば、せつかくの工事整備対象設備等もその機能を発揮することができず、かえってその効用を信頼したがために不備の災害を招くことが予想されるため、工事整備対象設備等の完全な機能の確保を担保しようとするものである。すなわち、工事整備対象設備等について設置工事をし、又は整備する場合に、その種類によっては、一定の知識及び技能を有している者でなければ、適正に行い得ないものがあるという考えから、第1項では消防法第10条第4項の技術上の基準又は設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等、第2項では設備等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等の設置工事又は整備のうち政令で定めるものは消防設備士の業務独占とされている(消防法施行令解説第二版P. 593参照)。

- (1) 第一類の甲種消防設備士は屋内消火栓設備の工事又は整備を行うことができるので、正しい。
 (2) 屋外消火栓設備のホースの交換は消防法施行規則第33条の2の2において消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲とされており、第六類の甲種消防設備士が整備を行っても問題ないため、正しい。
 (3) 第二類の甲種消防設備士は粉末消火設備の工事又は整備を行うことができず、全域放出方式の粉末消火設備の噴射ヘッドの交換は消防法施行規則第33条の2の2に規定する軽微な整備にも該当しないため、誤り。
 (4) 第四類の甲種消防設備士は自動火災報知設備の工事又は整備を行うことができるので、正しい。

問2 答 (1)

解説 消防法施行規則第9条第4号。条文では、「消火器具を設置した箇所には、消火器にあっては「消火器」と、水バケツにあっては「消火バケツ」と、水槽にあっては「消火水槽」と、乾燥砂にあっては「消火

砂」と、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては「消火ひる石」と表示した標識を見やすい位置に設けること。」とされており、標識の頭には「消火」という文字が付くことを覚えておいてほしい。ということで正しい選択肢は(1)である。

ちなみに消火器具を設置した箇所に設ける標識の様式については、「消火用設備等の標識類の様式について」(昭和44年消防予第238号)により定められている。これによると消火器具の標識の大きさは、長辺が24cm以上、短辺が8cm以上で、色は、地を赤色、文字を白色とされている(消防法施行令解説第二版P.288参照)。

もっとも近年、外国人来訪者や障害など様々な特性がある方が駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定されるようになってきており、日本語の文字表記や日本語音声のみでは災害情報の伝達や避難誘導に支障をきたす場合も想定されるようになってきたことから、消防庁では「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」について(平成30年3月29日付け消防予第254号)を通知している。

例えば、別紙1「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」の第三、3、(2)において、外国人来訪者や障害者等が利用する施設では、消防法施行規則第9条第4号に規定する消火器である旨の標識に加えて消火器ピクトグラム(設置場所に応じた大きさが求められており、最低でも9cm角以上を要求)を活用することが望ましいとされており、今後、広く活用されていくことが期待されている。

〔防火査察〕

問1 答(4)

解説(1)「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について(平成14年10月24日消防安第107号、各都道府県消防主幹部長あて 消防庁防火安全室長(以下「107号通知」という。))及び逐条解説消防法により適当。

- (2) 法第5条第3項及び107号通知により適当。
- (3) 107号通知及び違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 法第6条では、法第5条第1項命令等を取り

消す旨の判決があつた場合等の損失補償を規定しており、また、公報への掲載を行った場合、命令事項の履行後に公示がなされている状態となる場合が起こりうるが、107号通知により、受命者の受忍義務の範囲内であると考えられるので、不適当。

問2 答(3)

解説(1)平成14年の法改正により、立入検査を行う場合の時間制限及び立入検査の相手方に対する事前通告義務は撤廃されたので、法第4条第1項により不適当。

(2)平成14年の法改正により、立入を行う場合の証票提示は関係のある者の請求があるときに行うものとされたので、法第4条第2項により不適当。

(3)法第4条第4項により適当。

(4)法第4条第3項により関係者の業務をみだりに妨害してはならないので、不適当。

〔危険物〕

問1 答(4)

解説 予防規程は、製造所等における危険物の貯蔵・取り扱の実態に即した自主的な保安基準といえるものである。予防規程の作成が義務付けられている製造所等の所有者等及びその従業者には、当該予防規程の順守が義務付けられているが、これに違反した場合の罰則については定められてはいない。ただし、法第10条第3項に基づく貯蔵及び取扱の基準に違反する場合には、法第43条第1項に基づく罰則の適用があることとなる(法第14条の2、第42条第1項第八号参照)。

問2 答(2)

解説 定期点検を行わなければならないのは、都道府県公安委員会等への許可等の通報を必要とする製造所等(令第7条の3参照)並びに地下タンクを有する製造所、地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、地下タンクを有する給油取扱所及び地下タンクを有する一般取扱所のうち総務省令で定めるもの以外のもの(令第8条の5参照)である。すなわち、施設の規模・取扱形態等から火災危険性が高いもの及び地下タンクを有する等危険物の漏洩危険性が高いものが指定されている。

8訂 消防用設備関係省令・告示集

8訂
消防用設備関係
省令・告示集

内容現在 令和6年8月1日

A5判/840頁
定価2,970円(本体2,700円+税)

◆「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」「不活性ガス消火設備の閉止弁の基準」などの新規告示や関係告示の改正を網羅。消防用設備等の設置届や検査する予防担当者の日常業務に必要な、規格省令・告示の最新版!

近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号(日本消防会館内)

TEL 03(5962) 8831 FAX 03(5962) 8835